

# 第 I 章

---

## プランの基本的な考え方

I

II

III

IV

V

VI

VII

資料編

# I プランの基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨と位置付け

### (1) 計画策定の趣旨

本市独自の行政計画として、保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系付けた中期的な指針として策定します。

### (2) 計画の位置付け

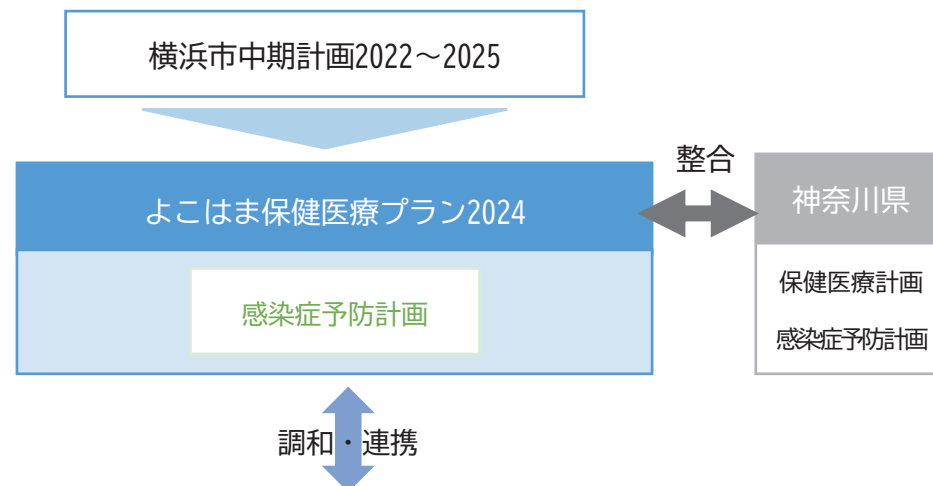
「医療法」第30条の4に基づく「医療計画」に準じ、本市独自に策定したものです。

国が示す「医療計画作成指針」等を踏まえ、「神奈川県保健医療計画」と整合性を図りながら策定しました。

本市の総合計画である「横浜市中期計画2022～2025」のほか、保健医療等に関する他の分野別計画とも整合性を図り、一体的に推進していきます。

主要な疾病のうち、がんに関する部分については、「横浜市がん撲滅対策推進条例」に基づき、策定しました。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」第10条第14項に基づく本市の「感染症予防計画（以下「予防計画」という。）」としても位置付けます。

### ■ よこはま保健医療プランと他計画の関係



保健・ 予防関連	健康横浜21、 歯科口腔保健推進計画、 国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)・特定健康診査等 実施計画、 結核予防計画、 新型インフルエンザ等対策行動計画
福祉・ 教育関連	地域福祉保健計画、 障害者プラン、 高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画・認知症施策推進計画、 子ども・子育て支援事業計画、 教育振興基本計画
その他	依存症対策地域支援計画、 自殺対策計画、 防災計画

### (3) SDGs (持続可能な開発目標) との関係

本市では、「SDGs未来都市」として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組み、環境・経済・社会的課題の統合的解決、社会経済活動と自然が調和した地域づくりを進め、新たな価値やにぎわいを創出し続ける持続可能な都市を目指しています。

本計画では、医療提供体制を整え、疾病別、事業別の施策を推進し、保健・医療・介護の連携を着実に進めることによって、SDGsの達成につなげていきます。



### (4) 計画の期間

2024 (令和6) 年度から2029 (令和11) 年度までの6年間を計画期間とします。

3年目の2026 (令和8) 年度に中間振り返りを行い、必要に応じて計画を見直します。

### (5) 計画への市民意見の反映

「横浜市保健医療協議会」及びその専門部会である「よこはま保健医療プラン策定検討部会」を開催し、市民委員に参加いただきました。また、2022 (令和4) 年度に実施した「横浜市民の医療に関する意識調査」(市民3,000人の無作為抽出)の結果や2023 (令和5) 年10月から11月にかけて実施した素案に対するパブリックコメントなどを通じて、市民の意見を計画に反映しました。

### (6) 各主体の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりや疾病予防に取り組むなど、自らの健康管理に努めます。</li> <li>医療を有限な社会資源として認識し、病気の状態に合わせた適切な受診に努めるなど、医療提供体制への理解を深めます。</li> </ul>
保健・医療等サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士等、それぞれの職種に課せられた社会的責任を最大限に果たします。</li> <li>計画の推進に積極的に関与・協力します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な保健医療政策を展開します。</li> <li>保健医療に関する情報発信や啓発・広報活動等を行い、地域医療を支える意識の醸成を図ります。</li> <li>公平・公正な立場からコーディネート役としての機能を果たします。</li> </ul>

# I プランの基本的な考え方

## 2 基本理念

高齢化の進展による医療需要増加や生産年齢人口の減少が進行している2040年を見据え、最適な医療提供体制を構築するとともに、保健・医療・介護の連携を着実に進め、市民が必要な医療を受けられ、本人・家族が健康で安心して生活することができる社会の実現を目指します。

併せて、保健医療の質の向上や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用やデータ分析に基づく施策立案・効果検証など、デジタル時代にふさわしい保健医療政策に取り組みます。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた感染症対策を実行し、新興感染症※等から市民の安全と健康を守ります。

### ※ 新興感染症

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）及び新感染症）のこと。